

障害福祉関係ニュース 平成27年度1号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算318号
(平成27年5月22日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

- 1 社会保障審議会障害者部会（第61回）が開催される
～障害者総合支援法施行後3年目途の見直し検討の論点とスケジュールが示される～ …P. 1
- 2 障害者権利条約に基づく政府報告作成に向け、第3次障害者基本計画の実施状況の監視の
進め方が議論される～内閣府第20回障害者政策委員会開催～ …P. 12
- 3 通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」が発出される …P. 14
- 4 障連協「障害者の高齢化に関する課題検討報告書」を厚労省障害保健福祉部長に手交 …P. 15
- 5 「権利擁護・虐待防止白書 2015」の発刊について …P. 16

Ⅰ. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 社会保障審議会障害者部会（第61回）が開催される ～障害者総合支援法施行後3年目途の見直し検討のスケジュールが示される～

社会保障審議会障害者部会（第61回）（部会長：駒村康平慶應義塾大学教授）が4月28日（火）に開催されました。

今回は、（1）障害者総合支援法の対象疾病の拡大について、（2）障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直しについて、の2つの議事が協議されました。

（1）障害者総合支援法の対象疾病拡大について

「障害者総合支援法対象疾病検討会」での協議より、①第2対象疾病を第1次分も含めた332疾病（※）に拡大すること、②障害者総合支援法施行時（平成25年4月）から対象となっていた130疾病のうち18疾病は対象外とすること（すでに障害福祉サービスの対象となっていた方は継続利用を可能とする）、についての報告がありました。今後はパブリックコメントを実施（5月30日までの期間で実施中、以下のURL参照）、今年の夏に告示改正の予定です。

(※) 3月30日に開催された障害者総合支援法対象疾病検討会の翌日(3月31日)に公表された「検討会終了後修正版」は333疾病でしたが、一覧からa-1アンチトリプシン欠乏症と原発性高回路ミクロン血症が除かれ、副腎白質ジストロフィーが追加されて332疾病となっています。

[電子政府の総合窓口 (e-Gov)]

意見募集中案件>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病の全部を改正する告示(案)に関する御意見募集(パブリックコメント)について

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495150002&Mode=0>

(2) 障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直しについて

4月15日に開催された「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」(以下、WG)(座長:佐藤進埼玉県立大学名誉教授 ※障害者部会委員)の第9回において協議された障害者総合支援法施行後3年目途の見直し検討の論点案(「障害福祉サービスの在り方等について(論点の整理(案))」)が報告されました。

内容は、第9回ワーキンググループにて示されたものから、「障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方」の検討項目の論点である「障害児者に対する意思決定支援についてどう考えるか」の検討の視点(例)に、「障害者権利条約(第12条「法の前にひとしく認められる権利」)を踏まえた対応との関係」が追加された以外に変更はありませんでした。(以下参照)

論点の整理(案)

(※資料より抜粋)

【常時介護を要する障害者等に対する支援】

- どのような人が「常時介護を要する障害者」と考えられるか。
＜検討の視点(例)＞
 - ・ 「常時介護を要する障害者」の心身(医療の必要度を含む)・生活の状況や支援の量等の違い
 - ・ 現状の「常時介護を要する障害者」を対象とした障害福祉サービス事業における利用対象者像や支援内容の違い
- 「常時介護を要する障害者」のニーズのうち、現行のサービスでは何が不足しており、どのように対応すべきか。
＜検討の視点(例)＞
 - ・ 対象者の範囲、支援内容(通勤、通学支援等)、支援時間、提供方法等
 - ・ 入院中の障害者に対する支援
 - ・ 現行のサービスの見直しでの対応の可否
 - ・ ボランティア等地域のインフォーマルサービスの位置づけ
- 同じ事業の利用者であっても、障害の状態等により支援内容の違いがあることについてどう考えるか。
＜検討の視点(例)＞
 - ・ 支援の重点化

- ・ 見守りや待機の評価

○ 支援する人材の確保や資質向上の方策・評価についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 従業者の資格要件の在り方
- ・ 研修等による支援者の養成
- ・ 資質の評価方法（O J T中心の研修に対する評価等）

○ パーソナルアシスタンスについて、どう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 対象者、利用場面、利用時間等の具体的なイメージ及び必要な費用
- ・ 自己決定支援が必要な知的・精神障害者や障害児に対する支援手法
- ・ パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメントの関係、及びダイレクトペイメント方式を採用することによるメリット・デメリット

○ パーソナルアシスタンスと重度訪問介護との関係についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 対象者像
- ・ サービス内容、サービス提供方法
- ・ 利用場面・利用内容
- ・ 支援者の要件及び支援者に対する相談等のバックアップ体制
- ・ 利用者の権利擁護

【障害者等の移動の支援】

○ 個別給付に係る移動支援と地域生活支援事業に係る移動支援の役割分担についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 個別支援と集団支援の観点等による役割分担

○ 個別給付に係る移動支援について、通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いをどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 支援の対象者やそのニーズ（「社会通念上適当でない外出等」の範囲）
- ・ 支援主体（労働分野、教育分野等の合理的配慮との関係）や財源等
- ・ 他省庁や関係機関、関係団体との連携

【障害者の就労支援】

○ 障害者の就労に関する制度的枠組についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 就労移行支援、就労継続支援A型・B型のサービスの現状と成果
- ・ 障害者の就労の形態の在り方
- ・ 賃金補填のメリット・デメリット

- 就労継続支援（A型及びB型）、就労移行支援の機能やそこでの支援のあり方についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 利用者の中長期的なキャリア形成に向けた事業所の機能や支援
- ・ 利用者のニーズを踏まえた機能や支援

- 就労定着に向けた支援体制についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 就業と生活の両面からの支援

- 労働施策等の福祉施策以外との連携についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 障害者の働く場の確保

【障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方】

- 支給決定プロセスの在り方についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 利用者本人の意向を反映させる観点からの支給決定プロセスの課題
- ・ 適切な支給決定に資する計画相談支援の質の確保

- 障害支援区分の意義・必要性・役割についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 障害程度区分から障害支援区分に見直したことの評価
- ・ 障害支援区分の役割（国庫負担基準、報酬体系、利用できるサービス）

- 障害支援区分の認定における障害特性の更なる反映についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 区分認定の審査判定プロセスにおいて、改善が必要な事項
- ・ 認定調査員等の質の向上の取組

- 障害者が地域で必要な介護が受けられるような国庫負担基準の在り方についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 自治体の適切な支給決定
- ・ 国庫負担基準の水準や仕組み

【障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方】

- 障害者に対する意思決定支援についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 意思決定支援の定義
- ・ 支援の具体的な内容や仕組み（誰が・どの場面で・どのような障害を有する者に対し、どのよ

うに実施)

- ・ 意思決定支援に係る人材育成

○ 成年後見制度の利用支援についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 現在行っている利用支援と限られた財源の中でのさらなる利用支援（費用の助成、担い手の育成・確保）のあり方
- ・ 後見・補助・保佐の適切な類型の利用に資する利用者への支援
- ・ 意思決定支援との関係

【手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方】

○ 意思疎通支援事業の内容・運営についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 意思疎通支援事業の対象者の範囲
- ・ 介助技術として整理したほうが適切なものや意思決定と意思疎通支援事業との関係
- ・ 意思疎通支援事業に関する実態を踏まえたニーズや支援のあり方
- ・ 小規模市町村等での事業実施の方法

○ 意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 個別給付化した場合のメリット・デメリットの整理

○ 意思疎通支援関係の人材養成についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 必要とされる人材の把握とその養成のあり方
- ・ 研修カリキュラムのあり方
- ・ 専門的な知識を必要とする意思疎通支援のあり方

○ 意思疎通支援に係る支援機器の活用、開発普及等についてどう考えるか。

○ 意思疎通支援に関する他施策との連携をどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 合理的配慮との関係
- ・ 教育、労働、放送、通信、交通、司法、選挙等福祉施策以外の分野との関係

【精神障害者に対する支援の在り方】

○ 病院から地域に移行するために必要なサービスをどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 退院意欲の喚起のための支援（病院スタッフからの働きかけの在り方やピアサポートの活用等）

- ・ 地域への移行支援

○ 精神障害者の特徴に応じた地域生活支援の在り方についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 状態が変わりやすい等の特徴に応じた支援
- ・ 地域での見守り機能やサービスの柔軟な利用
- ・ 医療と福祉の連携
- ・ 居住の場の確保などの地域資源の確保
- ・ 地域生活における精神障害者の意思決定支援の在り方

○ 障害者総合支援法における意思決定支援と、精神保健福祉法附則第8条に規定する「精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」との関係性についてどう整理するか。

<検討の視点(例)>

- ・ 代弁/意思決定/意思の表明の整理

【高齢の障害者に対する支援の在り方】

○ 障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスへ移行する際の利用者負担について、どう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 低所得者の負担への配慮
- ・ 一般の高齢者等との公平性

○ 介護保険給付対象者の国庫負担基準額について、どう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 相当する介護保険の訪問系サービスとの関係
- ・ 財政影響
- ・ 国庫負担基準全体の在り方

○ 介護保険サービス事業所において、65歳以降の障害者が円滑に適切な支援が受けられるようにするため、どのような対応が考えられるか。

<検討の視点(例)>

- ・ ケアの質の低下が生じないよう、介護保険サービス及び障害福祉サービスが適切に提供されるための両制度の適切な利用を橋渡しする仕組み

○ 65歳前までに自立支援給付を受けてこなかった者が65歳以降に自立支援給付を受けることについてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 介護保険にはない障害福祉独自サービス(同行援護、行動援護等)の取扱い
- ・ 65歳前より障害を有していたが、65歳まで手帳等をとらずにいた障害者や、65歳以降に障害を有するに至った者の取扱い

○ 障害者総合支援法第7条における介護保険優先原則について、どう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 障害を持って高齢期に至った高齢障害者の特性
- ・ ノーマライゼーションや一般の高齢者等との公平性
- ・ 社会保険制度である介護保険制度と公費負担による障害福祉制度の関係

○ 心身機能が低下した高齢障害者について、障害福祉サービス事業所で十分なケアが行えなくなっていることについて、どのような対応が考えられるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 予防の観点も含めた早期の心身機能の低下に対応するケアマネジメント
- ・ 障害福祉サービス事業所における、介護技術・知識の向上、マンパワーの充足、医療との連携による医療的ケアの充実、バリアフリー対応等の設備上の課題への対応
- ・ 心身機能の低下した高齢障害者に対する障害者支援施設等やグループホームの位置づけ
- ・ 介護保険事業者等との連携や地域生活支援拠点の活用や在り方
- ・ グループホームや障害者支援施設等の入所者等に対する日中支援活動の在り方

○ いわゆる「親亡き後」と言われるような、支援者の高齢化や死亡などの支援機能の喪失後もできるだけ地域において安心して日常生活を送るために、どのような対応が考えられるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 支援機能の喪失前からの「親亡き後」の準備
- ・ 支援者の支援機能の喪失後を見据えた、中長期的なケアマネジメント
- ・ 支援者の支援機能の喪失後の自立のため、障害者自身や親をはじめとする支援者がそれぞれ担うべき役割とそれを支援する体制の構築

【障害児支援】

○ 家族支援や医療的なケアが必要な障害児への支援も含め、障害児支援の在り方についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・ 保護者のレスパイトや就労支援の観点
- ・ 重症心身障害児に当たらない医療的ケアが必要な障害児

○ 医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害児をはじめ、障害児支援の質の向上をどのように図っていくか。

<検討の視点(例)>

- ・ 福祉と医療等関係機関との連携
- ・ 障害種別ごとの専門性と人員配置基準等の支援体制
- ・ 障害福祉計画における位置づけ

【その他の障害福祉サービスの在り方等】

- 障害者総合支援法の障害者の範囲についてどう考えるか。
＜検討の視点(例)＞
 - ・ 障害者基本法等の他の法律における障害者の定義との関係

- 既存の障害福祉サービス等について、制度・運用面の見直しについてどう考えるか。
＜検討の視点(例)＞
 - ・ 障害福祉サービス等の体系や対象者等
 - ・ 障害福祉サービス等の人材育成、質の向上
 - ・ 障害福祉サービス等における報酬の支払いや給付費の負担の在り方
 - ・ 障害者の医療ニーズへの対応

- 障害福祉サービス等の財源の確保を含めた制度の持続可能性についてどう考えるか。
＜検討の視点(例)＞
 - ・ 国の財政健全化との関係
 - ・ 目指すべき障害福祉サービス等の在り方
 - ・ サービスの効率化・重点化
 - ・ サービスの費用対効果等の精査や質の向上の取組

- 障害福祉サービス等の利用者負担の在り方についてどう考えるか。
＜検討の視点(例)＞
 - ・ 利用者の負担能力との関係
 - ・ 他制度との整合性・公平性

- 都道府県及び市町村が作成する障害福祉計画をより実効性の高いものとするため、どのような方策が有効か。
＜検討の視点(例)＞
 - ・ 地域の関係機関や関連する他の計画(介護保険事業計画や医療計画等)との連携
 - ・ PDCAサイクルの確保
 - ・ 地域ごとのサービス提供体制

資料説明の後に川又企画課長からは「今回準備した論点案は、今後の関係団体ヒアリングでの各論の議論のベースになるものと考えている。順序は障害者総合支援法附則第3条に記された通りのものである。各論点に付している検討の視点例は、論点に関するキーワードであり限定列挙したものではない」との補足がありました。

論点案とあわせて今後のスケジュールの案についても説明がありました（以下参照）。

障害者総合支援法施行後3年を目途とした見直しに係る
今後の障害者部会のスケジュール (案)

4月28日(本日) 3年後見直しに係るフリートーキング

5月末～6月中旬 関係団体ヒアリング(4回程度)

※ 第62～65回部会を5月29日(金)、6月2日(火)、6月9日(火)、6月15日(月)に開催し、
関係団体ヒアリングを実施する予定

7月～11月 個別論点について議論(月2回程度)

11月～12月 目途 とりまとめ(予定)

■主な出席者の意見

〔藤井障害保健福祉部長〕※会議冒頭の挨拶

論点整理のWGでの関係団体ヒアリングを通じて、まだ障害福祉サービスの基盤整備は迫いついていない、制度が整備されていない部分があることを痛感した。障害者自立支援法が施行され、義務的経費となる予算は1兆円を超えた。介護保険と比べても、利用者数で考えると障害福祉の予算規模は大きい。社会保障の予算を増やすだけではない効率化が求められており、4月27日に開催された財政審(財務省財政制度等審議会財政制度分科会)では、医療・年金・介護・子育て支援の4分野だけではなく障害福祉の分野にもその対応が求められている。制度の持続可能性は大きな課題であり、制度の理想を語るだけではなく現実に向き合った議論が必要だ。極度に逼迫している国の財政、障害福祉以外の他の社会保障を必要としている人とのバランスも含め、実現可能性のある見直しをしていかななくてはいけない。地に足の着いた議論をお願いしたい。

〔佐藤委員(埼玉県立大学名誉教授)〕※事務局説明後にWGの座長として補足説明

障害者総合支援法附則にある5つの項目を10項目に分け、さらに細かくして今後の議論を進めていただくための論点とした。関係団体ヒアリングでは、それぞれの団体が抱えている課題をそれぞれの立場で要求されていたので実に多様であり、これを見直しの論点と整合させるのは至難の業だと感じた。とは言え、部会で今後まとめていく議論をしないといけない。委員の皆さんにお願いしたいのは、これから8か月でまとめていくというスケジュールは非常にタイトで恐らく時間が足りない。あまり細かいことではなく、全体で解決するための道筋をつけるよう、3年後を超えて将来に繋がるような契機となる議論をお願いしたい。

⇒(佐藤委員の説明後に藤井障害保健福祉部長が発言)

予算は非常に厳しく、どうやって折り合いをつけていくかとなる。こういった課題や問題があるといった意見の投げっぱなしではなく、どう落としどころをつけていくかということも踏まえた意見、議論をお願いしたい。

〔野沢委員(毎日新聞論説委員)〕※事務局説明後にWGの構成員として補足説明

WGは当事者が入っていないと言った注文もあったが、非常に突っ込んだ議論を展開できた。論点案の背景には、膨大な議論があった。時間的な制約と予算的な制約がある中で、来年の通常国会には何を上程するのか、先を見越した議論をお願いしたい。障害者権利条約を批准したことを前提に考えないといけないので、法の下での平等、本人中心の支援、地域での生活などを中心に議論していかななくてはいけないのではないかと。現実に立脚したクリエイティブな議論が必要である。(今後予定されて

いる) 関係団体ヒアリングでは、報酬改定や論点整理WGの時のヒアリングのように、あれもこれもすべてを抱えて要望するようなことは、限られた時間内での議論においては何も言っていないことに等しく、組織の中で議論を尽くしてほしい。「どこかにこんな実践がある」という話ではなく、エビデンスを示して、説得力のある評価も示してほしい。

次回(第62回)の障害者部会は5月29日(金)に開催される予定です。

[厚生労働省]

審議会・研究会等>社会保障審議会(障害者部会)>社会保障審議会障害者部会(第61回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000083937.html>

◆ 財務省「財政制度等審議会財政制度分科会」において、障害福祉を含む社会保障制度改革や効率化等について協議される

4月27日(月)に財務省「財政制度等審議会財政制度分科会」が開催されました。団塊の世代が後期高齢者になりはじめる直前の2020(平成32)年度までに受益と負担の均衡がとれた持続可能な制度を構築することを目的として、社会保障制度改革や効率化の方策について協議されました。

財政制度等審議会は、予算編成をはじめ、国の財政全般のあり方を検討する財務大臣の諮問機関であり、新年度予算の概算要求基準と財務省原案の決定前に、財務大臣に予算関連の「建議」を提出します。財務省は、この建議なども踏まえ、来年度予算の財務省原案を編成しています。

以下、障害福祉に係る内容を掲載します。

(※資料より抜粋。下線は事務局記載)

【今後取り組むべき課題等】

○ 今後もサービス需要の伸びが見込まれる中で、真に支援を必要とする障害者に対し必要な支援を確実に行き届かせるとともに、サービス提供を効率的なものとすることにより、制度を持続可能なものとすることが重要。

○ 2016(H28)年においては、障害福祉サービスの在り方等について、障害者総合支援法の施行後3年を目途とした見直しを行うこととされている。この見直しに当たっては、

- ① 自立や就労を支援するための効率的なサービス提供の在り方
- ② 必要な支援の度合いに応じたサービス提供の在り方
- ③ 制度を支える財源・利用者負担の在り方

等について、例えば次項以降に掲げる観点から幅広く検討を行い、必要な見直しを図るべきではないか。

① 執行の適正化

○ 制度創設以降9年が経過し、これまで主にサービス量の拡充が図られてきたが、今後はサービスの質の向上も重要。例えば、都道府県等による事業所等に対する実地指導について、実施率が低いことから、全事業所等に対する実地指導を徹底するべきではないか。

(注) 厚生労働省は、施設は2年に1度、その他のサービス事業所は3年に1度、実地指導を行うよう自治体に対し通知している。

○ 新たな判定式が導入された障害支援区分の判定結果を見ると、従来と比べ、全体としてより上位の(重度の)区分にシフトしており、総費用額の増大につながっていると考えられる。また、2次判

定における上位区分への変更においても依然として大きな地域差が生じている。このため、新たな判定式の検証を行うとともに、不合理な地域差の改善を図るべきではないか。

(注) 2014 (H26) 年度より、障害程度区分から障害支援区分に変更が行われるとともに、新たな判定式を導入し、従来の2次判定結果により近い結果が1次判定において出る仕組みとした。

② 制度上の見直し

○ 本来の趣旨に則ったサービス利用という観点から、例えば、「短期入所(ショートステイ)」について、1ヶ月間利用している者が事業所ベースで一定数見られることから、その要因分析やその結果に基づく制度改正等が必要ではないか。また、「生活介護」について、サービス利用者の「常時介護の必要性」の検証やその結果に基づく制度改正等が必要ではないか。

(注) 短期入所は、介護者の疾病等のため障害者を短期に受け入れるサービス。稼働率が低いこと等から、報酬単価は施設入所支援に比べ高めに設定。生活介護は、常時介護が必要な者に対し、入浴等の介護や生産活動の機会の提供等を行うサービス。日中サービス系の中でも、高い報酬単価が設定されている。対象者は障害支援区分3以上などに限定。

○ 今後も、介護者の高齢化等により、障害福祉サービス等の需要は伸びると考えられるため、真に支援を必要とする障害者に対し必要な支援を行き届かせる観点から、以下を検討すべきではないか。

① 居宅介護のうち「家事援助」(掃除や調理・配膳等)について、介護保険における「訪問介護」に係る議論等も踏まえつつ、必要性に応じた給付の在り方の見直し(軽度の障害者の「家事援助」の利用割合は8割超)

② 障害者の地域生活を推進するため、インフォーマルサービス(制度等に基づかない形でNPO等により提供されるサービス)の利用等を進めつつ、一部のサービスについて地域の実情に応じ効率的にサービスを提供する枠組み(地域生活支援事業)の活用

③ 支援を必要とする度合に応じてサービスが提供される仕組みへの見直し(就労支援のサービスやグループホームなど、障害支援区分の認定が必要ないか、支援区分が「非該当」であっても利用が可能なサービスの見直しや、障害支援区分等に応じた利用限度額の導入等)

④ 通所サービス利用者に対する食費負担軽減措置の見直し(自立支援法施行時に経過的に導入。通所サービスを利用しない障害者(施設入所者を除く)や、介護・医療の通所・通院では食費補助はない)を含む利用者負担の在り方の見直し

[財務省] 財務省について>審議会・研究会等>財政制度等審議会>財政制度等審議会財政制度分科会>議事要旨等>提出資料等>財政制度分科会(平成27年4月27日開催)資料一覧

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia270427.html

2. 障害者権利条約に基づく政府報告作成に向け、第3次障害者基本計画の実施状況の監視の進め方が議論される（内閣府・障害者政策委員会）

平成27年4月17日（金）に第20回障害者政策委員会が開催され、第3次障害者基本計画の実施状況の監視の進め方等について議論されました。障害者権利条約に基づく政府報告の作成にあたり、第3次障害者基本計画（平成25～29年度）の実施状況の監視を通じて、障害者政策委員会から意見を聴取し、反映するとしています。

また、特に議論を深めるべきテーマについては、別途ワーキングセッションを開催して議論し、障害者政策委員会での議論の基礎にするとしています。

なお、議論の中で、ワーキング・セッションⅡ「精神障害者の地域移行の支援など」のテーマについて、精神障害者に限らず、重度心身障害者などの地域移行も盛り込んでほしいとの意見があり、了承されました（コーディネーターに大濱委員を追加）。

また、ワーキング・セッションⅢ「インクルーシブ教育システム、雇用など」についても、課題の範囲が大きいため、2つのセッションに分割する要望もありましたが、議論の結果、セッションは分けて、セッションの時間と参考人の人数を増やすことで対応することとされました。

また、ワーキングセッションの開催方法として、2つ以上のワーキングセッションを同日程で開催しない予定であること、ワーキングセッションは公開で開催すること、ワーキングセッションで議論された内容は、親委員会でも再び議論することなどが口頭で説明されました。

ワーキング・セッション【テーマ及びコーディネーター】

（※資料より抜粋）

【ワーキング・セッションⅠ：成年後見制度も含めた意思決定支援など】

（「1. 生活支援」「8. 差別の解消及び権利擁護の推進」）

コーディネーター：田中委員、玉木委員、野澤委員

【ワーキング・セッションⅡ：精神障害者の地域移行の支援など】

（「2. 保健・医療」）

コーディネーター：上野委員、川崎委員、平川委員

【ワーキング・セッションⅢ：インクルーシブ教育システム、雇用など】

（「3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等」「4. 雇用・就業、経済的自立の支援」）

コーディネーター：佐藤委員、柘植委員、辻井委員

【ワーキング・セッションⅣ：情報アクセシビリティ】

（「6. 情報アクセシビリティ」）

コーディネーター：石野委員、門川委員、竹下委員

○各ワーキング・セッションには、政策委員会の委員から3名前後のコーディネーターを選び、議論にご参加いただく有識者、精神障害・知的障害のあるご本人などの参考人（3名以内）の候補を推薦いただくとともに、当日の司会進行について一任。

○各ワーキング・セッションは、その成果を「議論の整理（たたき台）」として作成、委員会へ報告し、委員会において議論の上、とりまとめにつなげる。

○ワーキング・セッションの時間は、各回2時間とし、開催回数は、各ワーキング・セッションにつき1～2回とする。

スケジュールについて	
政策委員会の動向	ワーキングセッションの動向
<p>5月29日(金) 第21回政策委員会 ロン・マッカラム氏(前国連障害者権利委員会委員長)基調講演</p> <p>「1. 生活支援」 「2. 保健・医療」 「3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等」 (※ いずれも、ワーキング・セッションで扱うテーマを除く)</p> <p>終了後、事務局において「議論の整理案」を作成</p>	<p>5月中下旬</p> <p>【ワーキング・セッションⅠ：成年後見制度も含めた意思決定支援など】① (「1. 生活支援」「8. 差別の解消及び権利擁護の推進」)</p> <p>【ワーキング・セッションⅡ： 精神障害者の地域移行の支援など】① (「2. 保健・医療」)</p> <p>【ワーキング・セッションⅢ：インクルーシブ教育システム、雇用など】① (「3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等」 「4. 雇用・就業、経済的自立の支援」)</p> <p>【ワーキング・セッションⅣ： 情報アクセシビリティ】① (「6. 情報アクセシビリティ」) ※1回で終了するワーキング・セッションの場合、 →終了後、事務局において各ワーキング・セッションの「議論の整理(たたき台)」を作成 →コーディネーターによる確認</p>
<p>6月中旬 第22回政策委員会 「5. 生活環境」 「7. 安心・安全」 「8. 差別の解消及び権利擁護の推進※」 (※ワーキング・セッションで扱うテーマを除く) 「9. 行政サービス等における配慮」 「10. 国際協力」 「IV 推進体制」 →終了後、事務局において「議論の整理案」を作成</p>	<p>6月上旬</p> <p>【ワーキング・セッションⅠ：成年後見制度も含めた意思決定支援など】② (「1. 生活支援」「8. 差別の解消及び権利擁護の推進」)</p> <p>【ワーキング・セッションⅡ： 精神障害者の地域移行の支援など】② (「2. 保健・医療」)</p> <p>【ワーキング・セッションⅢ：インクルーシブ教育システム、雇用など】② (「3. 教育、文化芸術活動・スポーツ等」 「4. 雇用・就業、経済的自立の支援」)</p> <p>【ワーキング・セッションⅣ： 情報アクセシビリティ】② (「6. 情報アクセシビリティ」) →終了後、事務局において各ワーキング・セッションの「議論の整理(たたき台)」を作成 →コーディネーターによる確認</p>

<p>7月上旬 第23回政策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ワーキング・セッションから議論概要の報告（「議論の整理（たたき台）」の提示） ・意見交換 <p>→終了後、事務局において「議論の整理（たたき台）」に修文・追加等を行い、「議論の整理案」を作成</p>
<p>8月上旬 第24回政策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改めて、全分野にわたる再度の議論 <p>→「議論の整理（全体版）」のとりまとめ</p>
<p>8月下旬 第25回政策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省から政府報告案の提示+「議論の整理（全体版）」に則り議論
<p>9月下旬 第26回政策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省から政府報告案修正版の提示+「議論の整理（全体版）」に則り議論 <p>→「政府報告案」のとりまとめ</p>

ワーキングセッションについては、「Ⅱ 精神障害者・医療ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援など」、「Ⅳ 情報アクセシビリティ」が初回として5月19日に実施されました。

今後、各テーマごとに行われていきます。

[内閣府]

内閣府の政策>共生社会政策トップ>障害者施策>もっと詳しく>推進体制>障害者政策委員会>障害者政策委員会（第20回）議事次第

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_20/index.html

3. 通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」が発出される

厚生労働省は4月17日付で社会・援護局福祉基盤課長通知「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』について」（社援基発0417第1号）を発出しました。

同通知は、昨年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」において「全ての社会福祉法人に対して社会貢献活動の実施を義務付けること」、さらに「一定の事業規模を超える法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する」とされていたことを受けてのものです。社会貢献活動の実施義務付けについては今通常国会において審議される「改正社会福祉法案」に盛り込まれているものではありませんが、各所轄庁に対して所管する社会福祉法人に対してその積極的な実施を促すよう依頼しています。あわせて、各法人が毎事業年度終了後に所轄庁に届け出ることになっている現況報告書の「地域の福祉ニーズへの対応状況」に実施した取り組みを記載することについても、再度の周知を依頼しています。

(通知文一部抜粋)

社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことにあります。

---(中略)---

平成26年6月に閣議決定された『規制改革実施計画』においては、全ての社会福祉法人に対して社会貢献活動の実施を義務付けることとしています。

平成27年4月3日に閣議決定された『社会福祉法等の一部を改正する法律案』においては、…『地域における公益的な取組』を実施する責務を位置づけています。

---(中略)---

このような取り組みを行うことは、法整備を待つことなく、社会福祉法人がその本旨に基づき果たすべき社会的使命です。

---(中略)---

つきましては、『規制実施計画』の内容及び改正法案の趣旨を踏まえ、貴職においては、『地域における公益的な取組』の積極的な実施について、所管する社会福祉法人に促していただくようお願いいたします。

併せて、貴職が所管する社会福祉法人において取り組まれた内容については、毎事業年度終了後に所轄庁へ届け出ることとなっている現況報告書の『地域の福祉ニーズへの対応状況』に記載するよう再度お願いいたします。

また、都道府県におかれましては、管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対して周知いただきますようお願いいたします。

5. 障連協「障害者の高齢化に関する課題検討報告書」を厚労省障害保健福祉部長に手交

全国社会福祉協議会組織規程に基づく団体連絡協議会として設置され、障害当事者や家族等を中心とした計20の関係団体を会員とする「障害関係団体連絡協議会」(会長 嵐谷安雄氏。以下、「障連協」)では、障害者総合支援法施行3年を目途として見直すこととされた検討項目のうち「高齢の障害者」に関する課題を平成26年度の研究テーマに取り上げ、昨年9月に検討委員会を設置しました。以降、検討委員会を計6回開催するなかで関係団体からのヒアリングを進め、当事者や家族等の立場からの課題整理と意見集約を図り、本年4月28日に報告書「障害者の高齢化に関する課題検討報告」をとりまとめました。

そして、同報告書を5月19日に、嵐谷安雄会長、石橋吉章検討委員長が、厚生労働省藤井康弘障害保健福祉部長に手交しました。

報告書の内容は、(1)所得保障、(2)住まい、(3)地域社会との関わり(社会参加)、(4)利用する福祉サービス(介護保険制度と障害福祉施策サービスとの関係から生じる課題等を含む)、(5)本人や家族の状況の変化(親の加齢や親亡き後に生じる課題も含む)、(6)その他の6つの事項に大別され、それぞれ改善が必要な課題等についてまとめたものとなっています。

同報告書の手交にあたり、石橋委員長はとくに「65歳になっても一律に介護保険制度優先とせず、本人の意向に沿って障害者総合支援法サービス利用と選択できる仕組みとすべき」との意見が大きかったことにふれ、特に厚生労働省の通知等によって市町村に「適切な運用をお願い」とされている現状ではなく、今回の法改正によって選択制の実現がなされるべき、と強調しました。そして、同報告書を「社会保障審議会障害者部会での今後の議論の参考としてぜひ活用していただきたい」と要請しました。

藤井障害保健福祉部長はこの課題について「これまで高齢の障害者にサービス提供をするための社会資源が足りず、また、社会全体もこの課題についてきちんと目を向けてこなかったという状況がある。障害者の高齢化によりそのニーズがさらに明らかになってきており、高齢障害者数も増えているなか、課題も大きくなってきていると認識している。報告書に記されたことは、施行3年後の見直しのために整理された論点とずれはないと感じる」と述べられました。

障連協では今後、同報告書を都道府県・指定都市行政や社協に送付するとともに、全社協ホームページに掲載し、その内容を広く周知していく予定としています。

4. 「権利擁護・虐待防止白書 2015」の発刊について

全国社会福祉協議会より、「権利擁護・虐待防止白書 2015」が発刊されました。

今回の特集においては精神障害のある人の権利擁護・虐待防止を取り上げており、福祉・医療など多様な社会資源を基盤とする、地域における精神障害のある人の支援について、現状と課題を明らかにし、今後の展望について考える内容となっております。

体裁 A4判 202 ページ／頒布価格 1,500 円(税込・送料別)

I. 特集「精神障害のある人の権利擁護・虐待防止」

1. 精神障害のある人の権利擁護・虐待防止
2. 精神障害のある人への生活支援の現状と課題－権利擁護・虐待防止の取り組み－

II. 権利擁護・虐待防止の動向と課題

III. 権利擁護・虐待防止関係資料

IV. 権利擁護・虐待防止関係団体年次報告

※入手を希望される方は、下記連絡先までお問い合わせください。

申込先：全国社会福祉協議会 政策企画部 TEL 03-3581-7889 FAX 03-3580-5721